

回 答 書

令和6年2月28日

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松久三四彦 殿

名古屋市中区錦2丁目19番1号

名古屋鴻池ビルディング7階

中川博晴法律事務所

電話 052(228)6571

Fax 052(228)6572

(株)EVANESS代理人

弁 護 士 中 川 博 晴

冠省 当職は、株式会社EVANESS（以下、「弊社」といいます）の代理人です。

この度は、弊社の利用規約に関し貴重なご意見を頂戴し、心より感謝申し上げます。弊社のコンプライアンスとサービス向上に努めるよう善処いたします。

貴法人から弊社に対する令和6年1月29日付け再申入書（以下、「再申入書」といいます）につき下記の通りご回答申し上げます。

不十分な点がございましたら、ご教示いただけると幸いです。

不一

記

第1 回答書に関する照会

1 回答書第2の2項について（利用規約9条）

（1）民法89条2項類推適用に関する文献・裁判例

再申入書において貴法人は、次のようにご説明されます。

当法人の見解につきまして、令和5年7月4日付け照会書及び再申入書第3の3項の文中において記載した文献のほか、民法88条2項及び同89条2項の法定果実につき、労務とその収益にあたる債権について類推適用を肯定している文献として、米倉明『民法講義 総則(1) 私権・自然人・物』（有斐閣、1984年）378頁上段の記載があります。（引用ここま

で)

令和5年7月4日付照会書及び再申入書第3の3項の文中において記載した文献とは、川島武宜「民法総則」(有斐閣・昭和48年)です。同書で述べられているのは、「法定果実の収取をめぐる法律関係は、果実たる物の独立性によってではなく法定果実を対価として生ぜしめる法律関係(例えば、永小作権設定契約、賃貸借、金銭消費貸借)によって、定まるものであり、したがって法定果実の収取はこの基礎たる法律関係の存続する期間存続すべきものである(89条2項)ことは当然である。」という民法89条2項の法意を述べたものであり、本件のような事案に類推適用することについては何も触れられておりません。

また、再申入書においてご教示いただいた米倉明『民法講義 総則(1) 私権・自然人・物』(有斐閣、1984年)378頁上段が、「労務とその収益にあたる債権について類推適用を肯定している」とのご説明ですが、弊職が同文献を調べた限りにおいて同文献にそのような記述は見当たりませんでした。同文献378ページ上段では、「収益=労務(業務を給与せよとの債権が生じ、その結果、労務がされることがある)」との記述がありますが、これは労務を使用者側の権利としてとらえ、民法89条2項の問題となりうることを述べているものと解されます。ここで米倉明先生が述べられているのは、労務を給付せよという債権は法定果実に類するものであるので使用者が交代した場合に89条2項の適用あるいは類推適用があり得るということであり、本件のように契約が終了した場合の債権者と債務者の関係を対象とするものではないことは明らかです。従いまして、同文献は、本件のような事案を想定した民法89条2項の類推適用に関する記述はありません。

この点に関し、弊職は貴法人の申入書を受領して以来、民法89条2項の類推適用に関する文献、裁判例を調査してきました。このうち、文献としては「民法総則 民法体系1・石田穰2014年11月信山社」459ページ、『民法総則第9版 四宮和夫・能美義久著』(弘文堂)200ページ、『新版注釈民法(2) 総則(2) 法人・物・39条~89条【復刻版】』(有斐閣)652ページ等において民法89条2項の類推適用に関する記述があります。これらの文献において民法89条2項の類推適用が述べるのはいわゆる使用利益に関するものであり、使用利益は法定果実に類似す

るので「同条項を類推適用してよいであろう」という趣旨で述べるものです。つまりこれらの文献は、使用利益の権利者が交代した場合を想定した解説であることは明らかであり、本件のような契約期間が途中で終了した場合の債権者と債務者の関係を想定したものではありません。

また、民法89条2項の類推適用に関する裁判例を調査しましたが、弊職が調査した限りにおいては見つかりませんでした。もし、本件と類する事案において民法89条2項を適用または類推適用した裁判例がありましたらご教示いただけますと幸いです。

民法89条2項は、権利者が契約期間の途中で交代した場合、前権利者（前債権者）と現権利者（現債権者）との法定果実の帰属に関する内部関係を定めた規定であると解されております。このように民法89条2項は、法定果実の前債権者・現債権者の内部関係を規律するものであって、債権者と債務者の関係を規律するものではありません。それゆえ、民法89条2項が規律すべき対象となるべき基礎的事実は、本事案の基礎的事実関係と明らかに異なるものなので、本件事案は民法89条2項を類推適用する前提に欠けるものと言わざるを得ないものと思料します。

- (2) また、賃貸借契約の満了、解約、解除その他の事由により契約が終了した場合、終了した月に属する賃料の支払額についてですが、これを日割りにするかどうかは当事者の合意によって決せられるべきもので、契約に日割りの定めがない場合に日割り精算しないことが直ちに消費者契約法10条に該当し無効であるとする解釈は一つの見解としては存しうるかもしれませんが、実務の判例・通説とまで言えるのでしょうか、甚だ疑義があると言わざるを得ません。

なぜなら、敷引特約に関する最高裁判例（最判平成23年3月24日（判例タイムズ1356・81）、最判平成23年7月12日（判例タイムズ1356・81）、更新料の支払い条項に関する最高裁判例（最判平成23年7月15日（判例タイムズ1361・89））などの判旨の趣旨に鑑みれば、契約終了月の賃料を日割り精算しないことをもって直ちに消費者契約法10条に該当し無効と判断することはないものと考えられているからです。

なお、貴法人が賃料の日割りを申し入れていることについては確認しておりません。

2 回答書第2の5項（妊婦の休会）

- (1) 妊娠された方については、何よりも健康を最優先に対応することが求められますので、貴法人のご指摘もこの点に関するものと認識して、適切に対応していく所存です。
- (2) 利用規約8条4項の「手数料等」は、「利用料等」の誤記です。ご指摘くださり、ありがとうございました。

3 回答書第2の7項

回答書添付の利用規約20条1項2号「その他、何らかの事情により施設を利用することが困難であると判断した場合」を「その他、施設及び施設の建物の工事、点検、等により施設を利用できない場合」に改めさせていただきます。

以上